

平成31年度税制改正に関するアンケート結果

公益社団法人 大和法人会 税制委員会

問1 法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、29.97%（平成30年度は29.74%：資本金1億円超の企業の場合の計算）まで引き下げられましたが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。またアメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる…36.0%
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる…28.0%
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必ない…14.0%
- ④ わからない…16.0%
- ⑤ その他…6.0%

「課税ベースの拡大」とは、法人課税のかかる範囲や対象を広げること。今般の我が国の税率引き下げに際しては、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、外形標準課税の拡大や欠損金繰越控除の見直し等、大企業を対象にした改正が行われ、代替財源が確保されました。

問2 事業承継／事業承継の時期

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっています。あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。

- ① 5年以内…20.0%
- ② 6～10年以内…22.0%
- ③ 10年以上先…22.0%
- ④ すでに事業承継を終えた…10.0%
- ⑤ 事業を承継しない…14.0%
- ⑥ その他…12.0%

問3 事業承継／事業承継税制

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充（裏面参照）が行われます。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどう考えますか。

- ① 今回の改正により円滑な事業承継が期待できると思う…36.0%
- ② 納税猶予制度を利用した事業承継は難しいと思う…30.0%
- ③ わからない…26.0%
- ④ その他…8.0%

「納税猶予制度」とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。今回の改正では、①納税猶予対象の株式制限（発行済議決権株式の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合を80%から100%に引き上げ②雇用確保要件（5年間で平均8割以上）の弾力化③対象を複数（最大3名）の後継者に拡大④経営環境の変化に対応した納税猶予税額の減免制度の創設等が行われます。

問4 消費税／軽減税率制度

2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① レジスターなど新たな設備投資…2.8%
- ② ソフトウェアの変更や新規購入…15.5%
- ③ 事務負担の増加による人件費の負担増…8.5%
- ④ 軽減税率についての社員教育…5.6%
- ⑤ 複雑な経理処理…21.1%
- ⑥ 適正な価格表示…8.5%
- ⑦ 特に問題はない…36.6%
- ⑧ その他…1.4%

問5 消費税／軽減税率対策補助金

政府は、中小企業・小規模事業者の軽減税率実施への対応を円滑に進めるため、2019年9月30日までに補助事業を完了することを期限として軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入、受発注システム改修にかかる費用の一部を補助する制度）の申請受付を行っています。あなたの会社では、当該補助金を利用したレジの導入、受発注システムの改修などを行いましたか。

- ① すでに補助金を利用して対応した…0.0%
- ② これから補助金を利用して対応する予定である…9.8%
- ③ 補助金を利用しないで対応する（した）…19.5%
- ④ 複数税率に対応したレジの導入やシステム改修は必要ない…53.7%
- ⑤ その他…36.6%

問6 消費税／価格転嫁

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定です。あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。

- ① 全額転嫁できる…44.9%
- ② 大部分は転嫁できる…36.7%
- ③ 一部しか転嫁できない…8.2%
- ④ 全く転嫁できない…6.1%
- ⑤ その他…4.1%

※設問は以上です。 ご協力ありがとうございます。

結果については取りまとめた上でホームページに掲載します。

平成31年度税制改正に関する提言

公益社団法人 大和法人会
税制委員会

I. はじめに

(1) 最近の経済状況を見る

平成30年1月に就任1年目を迎えたアメリカのトランプ政権は、平成30年3月に鉄鋼・アルミニウム製品の輸入制限措置を正式決定し、鉄鋼に25%、アルミに10%の関税を課すと発表した。トランプ政権にとって重要な節目となる平成30年11月の中間選挙までのパフォーマンスとの見方もあるが、中国が米国製品への関税引き上げ計画を準備していると発表するなど、米中貿易戦争へ突入する懸念が指摘される。今後、相手国が報復措置などで対抗した場合には、自由貿易体制に亀裂が入る可能性も否定できない。とりわけ日本は、保護主義的な動きによる円高で輸出企業の収益悪化も懸念され、景気の先行きには慎重な見方が広がっている。

日本では平成24年に発足した安倍政権が金融緩和、財政出動、成長戦略を三本の柱とする「アベノミクス」を発表し、異次元の金融緩和で円安と株高を誘導し、企業が賃金を引き上げ消費需要を高めることで長期低迷から脱出する、という成長戦略・構造改革政策のシナリオを描いているが、日銀は先ごろ「平成31年頃までに消費者物価指数を2%まで引き上げる」としていた数値目標から達成時期を削除した。平成29年12月に景気拡大は「いざなぎ景気」を超えて戦後2番目の長さになったとされるが「いざなぎ景気」の頃のような高度経済成長期とは異なり、少子高齢化や人口減少による国内市場の縮小もあり、実感が乏しくデフレ状況からの脱却は出口すら見えない。

平成31年の消費税引き上げを控え、政府には経済成長を継続させて行くための明確で強力な政策が期待されているが、プライマリーバランスの黒字化も不透明な中、税収増に依存する政府の国家運営には限界が見えるように感じる。

(2) 税制改正要望のための基本的立場

私たち法人会は明確な理念と問題意識に基づき、税制に取り組まなければならない。雇用や子育て、老後のことなど、将来を憂いことなく安心して過ごせる希望がある社会の実現を税制面から確立したい。

日本の中小企業数は全企業数の99%以上といわれ、国民経済の基礎を担っている。政府が進めるべき政策は、大企業だけでなく日本経済を支える中小企業の健全な維持発展と、国民生活のための経済を支える政策でなくてはならない。政府は「税収中立」の立場から、大胆な構造改革ができていない。国家財政の健全化と国民経済の安定化のバランスをいかに確保するか。このような視点から、会員から寄せられたアンケートを基に大和法人会税制委員会でもとめた「平成31年度税制改正に関する提言」を以下に記す。

II. 最重点項目

大和法人会税制委員会として次の4項目を最重点項目として特に主張したい。

(1) 軽減税率制度の廃止

平成31年10月の消費税改正に合わせて軽減税率が導入されることが正式に決定した。軽減税率制度は生活インフラが課税対象となり、定期発行される新聞は非課税など線引きに問題が多い上、事務処理が煩雑になるため、その導入に反対し「消費税率10%までは単一税率と弱者保護観点からの給付付き税額控除」を主張する。

かつて「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度」が私たち法人会の主張を受け入れ、廃止になったように軽減税率の導入については法人会を挙げて反対の声をあげるべきだ。

(2) 事業承継税制の課税免除化

事業承継に当たり市場価格がない（価値がない）株式は「非課税」とすべきである。また、現在、農業経営支援の立場から農地の相続課税特例として認められている「納税猶予」と相続人の死亡による「猶予税額の免除」制度と同じ制度を中小企業支援税制として創設すべきだ。

(3) 所得税の配偶者控除適用所得額と社会保険の扶養適用外基準額の同一化

平成29年度税制改正で「配偶者控除限度額」が150万円以下に引き上げられたが、「社会保険扶養適用外基準」は130万円のままである。結果として雇用主も労働者も130万円の所得範囲内で働くことを意識せざるを得ない。税制改正提言ではないが、社会保険扶養適用外基準も150万円に引き上げることを要望する。少子高齢化が進む中で保険料を広く浅く徴収するのではなく、社会保険の第3号被保険者制度の見直しなど、制度設計の見直しで新たな財源は確保できるのではないだろうか。

(4) 少子化対策としての扶養控除制度の見直し

現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

III. 各論

III-1 法人税

日本の税制は世界一複雑ともいわれている。その主な理由は政治的要請を租税特別措置法として張りぼてのように盛り込んでいることにある。

景気浮揚・中小企業保護・IT化の推進等など、条件に一致する場合に限り一時的に減税をしたり、特定の財源を確保するために、一時的に増税をする、これらの政治的要請を税制で達成しようとせず、例えば減税分については補助金として支給するなどすれば、税制は簡素化されるはずだ。

(1) 法人税率軽減について

平成 23 年度当時の日本の法人税率は国と地方を合わせた法人実効税率が 39.54%で、このことが企業の国際競争力低下や、事業コスト低減を求める企業の空洞化の原因の一つに挙げられていた。その後、法人税率は毎年引き下げられ、平成 29 年度には国と地方を合わせた法人税の実効税率は 29.97%となった。

一般的に、法人税率の軽減は企業の立場からは歓迎であることは言うまでもない。しかし、国家財政の立場からは、歳出の削減をせずに「減税」を行うとすれば、減税を補うための新たに財源を確保する必要性が生じるのは当然だ。外形標準課税の導入や繰越欠損金控除限度額の引き下げなど課税ベースを拡大することで税収確保を図ることは「減税」とは名ばかりの「増税」ともいえる。法人税を実質的に下げするためには、減税分を全て歳出から削減する努力をし、本当の減税を実現すべきだ。

法人税率引き下げによってもたらされた利益が賃上げや設備投資に回らず、企業の内部留保となって蓄えられていることも問題だ。内部留保課税という主張もあるが、その前に企業が積極的に投資ができる環境づくりが必要であろう。そのために企業活動を制約している規制の緩和を図らなければならない。実際に、医療分野では規制緩和により新薬開発の国際競争力が大いに高まり、今後の成長が期待されている。日本には様々な規制が存在し、これが自由な事業活動を阻害しているのが実情でもある。大胆な規制緩和を図ることで、企業が本来持つ能力を 100%発揮する環境が生まれれば、新たな事業創出や国内企業活動の活性化と成長、新規海外事業者の受け入れを図ることができるだろう。

(2) 中小法人課税の適用範囲について

法人税軽減税率が適用される中小企業の判断基準については、現行の資本金 1 億円を支持するか、資本金以外の指標を採用すべきかは意見が分かれるところである。

日本において中小企業は地域経済の担い手として「地域経済の活性化」と「就業機会増大」に寄与し、大手企業の製品も大半が中小企業の部品供給によって支えられており、「MADE IN JAPAN」の信頼性は全国の中小企業が支えていると言って過言ではない。

また、中小企業の中には納入先からのコスト削減に応じるため、懸命に努力を重ね利益を出している企業もある。こうした厳しい経営環境にある中小企業の保護と健全な育成のために中小企業軽減税率は必要な施策である。他方、本来は財務状況が必ずしも脆弱とはいえない企業が、この制度を利用し、課税を軽減するために資本金の「減資」を行うことで優遇税制の適用を受けるケースもあると聞く。公正・公平な課税のためには、中小法人課税の適用範囲を「資本金」だけではなく「資本金及び資本準備金」に見直すことを提案する。

III-2. 消費税

「リーマンショック並みの経済減速か大震災」がない限り必ず実施するとされていた平成 29 年 4 月の消費増率引き上げは、あっさりと平成 31 年 10 月に延期され

ることになった。

「社会保障と税の一体改革」は、少子高齢化が進む日本において、膨らみ続ける社会保障費捻出のために発行する赤字国債を廃止し、財政健全化を達成することを目標としており、その財源として消費税増税は避けて通ることができないものである。政府は目先の政局や利益にとらわれて国民を困惑させるのではなく、不退転の決意をもってこの課題に取り組むべきである。また、本来納められるべき消費税が納められない「益税」は国と地方を合わせて 6,000 億円に上ると推計されており、この問題の解消も重要な課題である。

(1) 軽減税率制度

消費税引き上げ時期を変更したことも問題であるが、それ以上に問題なのが、痛感緩和のために軽減税率を導入することである。

当会では当初より税制改正提言において、消費税の軽減税率適用は線引きが難しく、事務処理が煩雑になるため、その導入に反対し「消費税率 10%までは単一税率と弱者保護観点からの給付付き税額控除」を主張しており、軽減税率導入については反対する。

そもそも、軽減税率を「酒類・外食を除く飲食料品」に適用するために必要とされる 1 兆円の財源のうち確保できている財源は 4,000 億円にとどまり、残りの 6,000 億円については、いまだに「安定した恒久的な財源」の確保見通しが立っていない。軽減税率導入時は盛んに議論されたこの問題が、最近はずっかり聞かれなくなった。この問題こそが軽減税率導入に当たっての喫緊の課題であるはずだ。

当会の税制委員会委員の中からは「なぜ新聞が軽減税率の対象」で個人の生活に直結する電気・ガス・水道料金等の「生活インフラのためのコスト」が消費税軽減の対象ではないのか全く理解に苦しむ、という意見も出ており、対象品目の線引きに政治的な意図を含んだ恣意性が透けて見えるように思える。

但し、法人会には様々な業界の多種多様な会員が存在する。その中には軽減税率の導入について業界を挙げて推奨する会員企業もいることも併せて付す。

(2) 事務負担

軽減税率の導入に伴い「平成 35 年のインボイス導入」までは現行の経理処理で対応できる「区分記載請求書等保存形式」で処理することになるが、この制度は請求書へ軽減税率対象品目であること、税込で税率ごとに合計した対価の金額記載を求めており、免税業者であっても課税取引業者と取引する場合は区分記載請求書の発行が求められ、確実に事務負担が増加するとともに、大きな混乱が予想される。

移行猶予の時間が限られている中、政府は中小企業が危惧する煩雑な経理処理、事務負担増加に伴う人件費増等の費用負担に関して、包括的な補助金制度の充実等、速やかに措置すべきである。インボイス制度導入に際し中小事業者に配慮した移行措置と柔軟な制度設計を強く求める。

導入に当たっては本制度を会員企業へ周知することは税制委員会の取り組むべき大きな課題であると考えらる。

(3) 消費税転嫁問題

今回のアンケート調査では消費税について「一部しか転嫁できない」が 8.2%「全く転嫁できていない」が 6.1%にあがる。パーセンテージが低いとはいえ、価格転嫁が出来ない事業者が存在すること自体が問題だ。強い立場にある者が立場を利用した便乗値下げの要求や、要求に応えられない取引先との取引停止などを行ってはいけないことはもちろんだが、消費者と事業者も「消費税は消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めるもの」という原則を再認識すべきだ。生活応援セールなどと銘打ったセールスに踊らされないことが肝要だ。

II-3. 事業承継

企業が存続すれば地域経済も活性化し、例え事業が赤字経営であっても従業員の所得税収入等継続的な税収増につながると考えるべきだ。

まず、事業承継に当たり市場価格がない（価値がない）株式は「非課税」とすべきである。また、現在、農業経営支援の立場から農地の相続課税特例として認められている「納税猶予」と相続人の死亡による「猶予税額の免除」制度と同じ制度を中小企業支援税制として創設すべきだ。

平成 30 年度の税制改正で成立した事業承継税制の特例は期限付きであり納税免除ではないことに中小企業経営者は満足していない。このままでは日本企業の基盤である中小企業が減っていく一方だ。

II-4. 所得税

平成 29 年度税制改正で「配偶者控除限度額」が 150 万円以下に引き上げられたが、「社会保険扶養適用外基準」は 130 万円のみである。結果として雇用主も労働者も 130 万円の所得範囲内で働くことを意識せざるを得ない。税制改正提言ではないが、社会保険被扶養者の所得制限も 150 万円に引き上げることを要望する。少子高齢化が進む中で広く浅く保険料を徴収するよりは、社会保険の第 3 号被保険者制度の見直しなど、制度設計の見直しで新たな財源は確保できるのではないだろうか。女性の労働抑制につながるこの大きな要因を財務省・厚生労働省が同じテーブルについて話し合うべきだと考える。

(1) 扶養控除

少子化対策としてフランスでは、所得税の課税方法に「N分N乗方式」を導入し、少子化を克服したといわれている。

単純に日本でN分N乗方式を導入しても、世帯の誰か一人が高所得な場合以外、少子化対策にプラス効果は働かないが、子供がいる家庭を優遇する税制の構築に取り組むべきだ。

現在、扶養控除の金額は第 1 子、第 2 子とも変わらないが、例えば第 1 子よりも第 2 子、第 2 子よりも第 3 子の控除額を多くし、控除できない場合は給付措置を講ずることで、税制面から子育て世代を応援することが可能ではないだろうか。

II-5. 固定資産税

政府は待機児童の解消をめざしているが、「認可保育所」は土地や建物にかかる固定資産税や都市計画税が非課税にもかかわらず、企業が主に従業員に向けて整備運営する「企業主導型保育所」については、固定資産税が半額税負担となっている。

待機児童解消のため認可保育所同様に全額非課税にすべきではないか。

II-6 印紙税

契約書や領収書に貼る印紙も、ネット上で交付するなら必要ない、というのは合理性がなく、時代に合わない税方式といえるのではないか。但し国税庁の統計によれば、印紙による税収は1兆79億円（平成28年度）で、国税収入全体に占める割合が1.8%と、廃止するためには代替の税収が必要なため、実現のハードルは高いが、商業活動に与えるメリットも見逃せず、段階的な廃止に取り組むべきだ。

II-7 地方行政制度改革

地方行財政改革のためには、規制緩和により国の強権的な中央集権統治機構のあり方を改めるとともに、地方の自主決定により、地域特性を活かした経済発展をめざすことはもちろん、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

そのためには地方交付税交付金に頼らない財政基盤の確立と徹底した無駄の削減による身の丈予算を策定し、真に必要な住民サービス・政策のために税金を使うシステムを構築しなければならない。

近年、都市間で行政サービス競争が生じ、コスト意識の欠如した行政の関与による過剰なサービス提供が行われる傾向がある。このことが民業を圧迫し民間活用の途を断っているとも言える。

行政は民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図るべきだ。

II-8 社会保障制度

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

年金制度については、長期的な給付と負担の均衡を図り、将来にわたって制度の持続可能性を確保していくことと、同時に、老後の生活を最低限保障しなくてはならないという命題との間で、いかにバランスを保つのが課題である。

介護保険・医療保険制度については、今後益々の費用負担が見込まれる。制度の持続を確保するとともに、現役世代と高齢世代の公平化を図るために、今後は介護予防を重視したシステムへの転換および、疾病の予防を重視した保健医療体系に転

換することが必要となる。

また、新たな問題として「子どもの貧困」問題がある。この問題の背景には、非正規雇用の増大と賃金の低迷、シングルマザーの増加と子育て支援の不足等、家族や地域コミュニティの崩壊等、多くの要因があるが、少子化の現在、子どもを社会全体で育てるという理念を公的な制度構築に向けなくてはならない。最近、著しい勢いで「社会的経済的格差」の拡大が生じており、放置できない。

II-9 徴収事務の簡素化

e-Taxによる電子申告制度は今後マイナンバー制度との連動でより利便性が高まることが期待される。一方、納税手続きの簡素化という観点から、徴収事務も消費税に倣い、国税として一括徴収したものを地方へ配分する制度を導入することで納税者が負担する煩わしさから解放される。

III. 結びに

私たちが納めている税金は、正しく世の中で使われているのだろうか。また、税は誰のために何のためにあるのか。この問いを幾度も繰り返さなくてはならない。

改めていうまでもなく、わたくしたちが受ける行政サービスは私たちが納めている税金で賄われている。一昨年、大和法人会の新春講演会にお招きした三木義一先生（青山学院大学学長・民間税制調査会座長）は講演の中で、私たちが行政サービスを受け、より優れた行政サービスを望むのであれば、「増税は正義」であるが、その大前提は主権者としての国民が為政者に税を託すことにある、とおっしゃった。憲法で主権在民を謳いながら、納税を義務としたことで、多くの国民が税は取られるものと誤解し、選挙ともなればバラマキともいえる無責任な「減税」が喧伝される中では、日本の活力を税制面からいかに支えるか、という重要な視点が抜けている。

例えば最近、日本では「教育の無償化」という声が上がっている。世界トップレベルの福祉国家として名高いスウェーデンは大学までの教育費はすべて無料だ。医療は18歳以下が無料、成人も自己負担が年間で最大900クローナの診察料(約1万3000円)、1800クローナの薬代(2万5900円)と安く抑えられ、安心して介護を受けられる体制も整っている。これらの充実した福祉サービスを行うことができるのは、しっかりとした財源が確保されているからに他ならない。国民の所得全体に対する社会保障費と税金の割合を示す「国民負担率」を見ると、スウェーデンの負担率は58・9%であり、日本の43・4%を大きく上回っている。スウェーデン人が大きな負担にたえていることは明らかだ。スウェーデンの消費税は25%で現在の日本の約3倍の負担だ。「負担なくして受益なし」。より充実した受益を求めるのであれば、それに見合った負担が必要なことを国民も政治家も自覚すべきだ。

今の日本に必要なことは、短期的な目先の損得にとらわれることなく、100年先を見据えた「百年の国造り」を推進することだ。それには痛みも伴うだろう。しかし、私たち法人会は「税金が生かされ、納めがいがあるものか」を尺度に、税制面から国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に効果的に果たしたいと願って

いる。

(了)